

一般社団法人日本給食品連合会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年1月27日
一般社団法人日本給食品連合会

1. 令和7年度フォローアップ調査概要

- ・ 調査期間：令和8年1月8日～令和8年1月20日
- ・ 調査企業：（一社）日本給食品連合会 会員の構成員
79社を対象
- ・ 回答企業：18社
- ・ 回答率：22.8%

当会における重点課題①価格決定方法③支払条件及び今後の対応課題②原価低減要請・協賛金等④働き方改革への対応について結果の分析と今後の課題を以下記載いたします。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み①価格決定方法

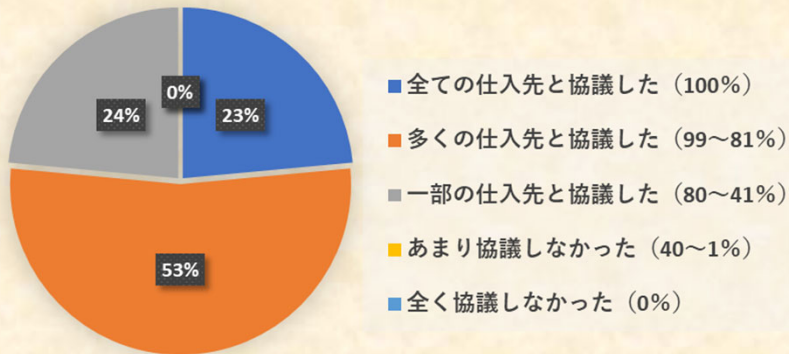
発注者側として

- ✓ 仕入先との価格協議については76%が8割以上の仕入先と実施している。
※下記グラフ参照
- ✓ 労務費をはじめとする価格転嫁について
 - ・ 8割以上の企業の経営者が関与している
 - ・ 申し入れに対して協議の場を設けている。
- ✓ コスト変動の価格反映
 - ・ 申し入れに対して反映できている。

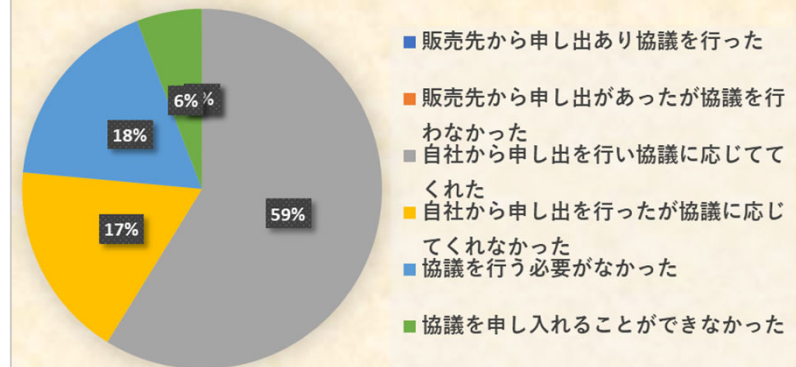
受注者側として

- ✓ 販売先との単価決定協議については自社から申し出を行った場合、59%が協議を実施している（※下記グラフ参照）
- ✓ 労務費をはじめとする価格転嫁については44%が実施されている。
そのうち当方からの申し出は8割以上となっている。

< 発注者側：価格協議について >



< 受注者側：価格協議について >



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取り組み③支払条件

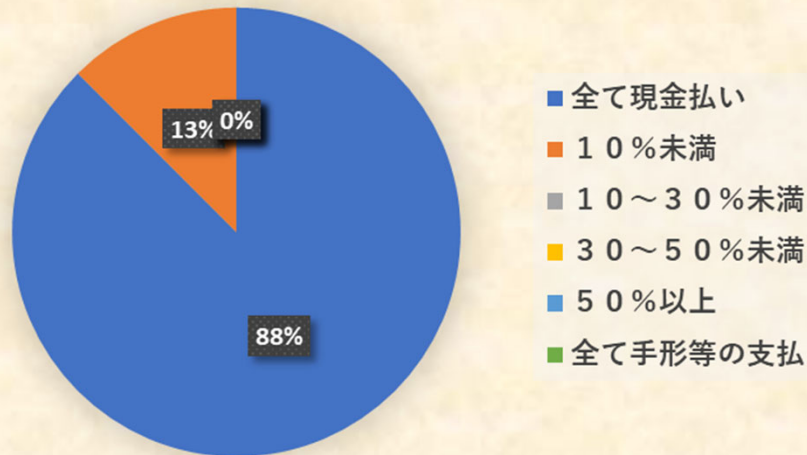
発注者側として

- ✓仕入先に対し8割以上の企業で現金の支払いとなっている。（※下記グラフ参照）
- ✓手形の支払いサイトは60日以内となっている。
- ✓手形廃止に向け取組を行っている。

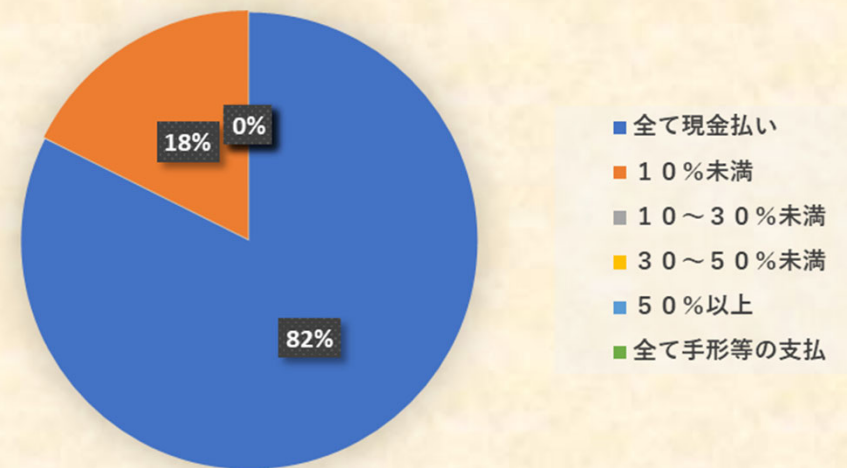
受注者側として

- ✓販売先の支払いが現金となる割合は約8割（※下記グラフ参照）
- ✓手形の支払サイトは60日以内となっている。
- ✓販売先への支払い条件の変更による不利益の発生は一部であった。

<発注者側：手形支払い割合>



<受注者側：手形受取り割合>



2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

今後の対応課題

②原価低減要請・協賛金等④働き方改革への対応

②原価低減要請・協賛金等

発注者側としても受注者側としても概ね「要請を行っていない」か、「徹底されている」との回答である。

④働き方改革への対応

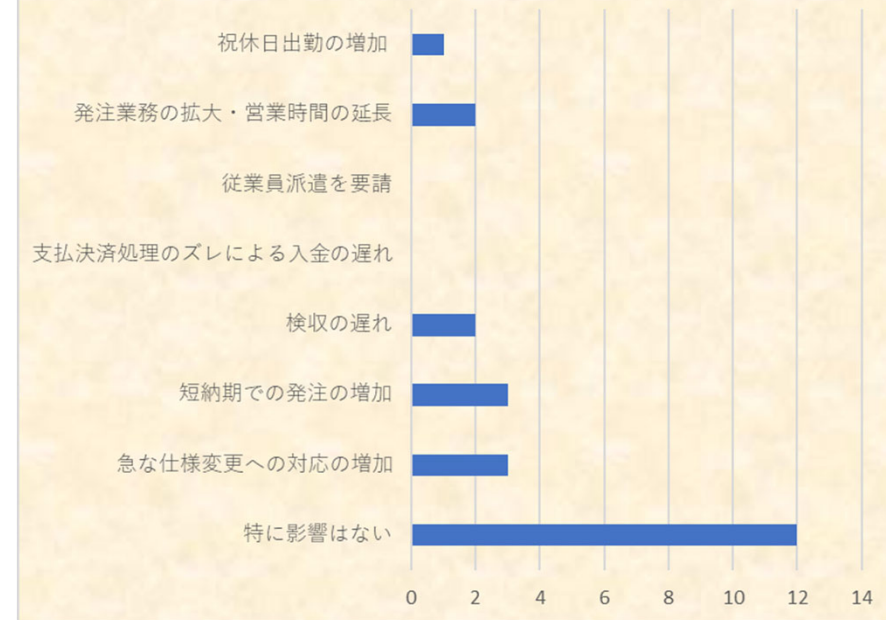
発注者側としては該当取引が無かったか、徹底しているという回答となっている。

受注者側としては「急な仕様変更」「短期間での発注の増加」などが発生している

※右記グラフ参照

その中の38%が当該負担によるコストを「自社で負担した」という回答となっている。

<受注者側：発注者側が実施した働き方改革に関する対応>



3. 令和7年度フォローアップ調査今後の取組

分析結果の課題と今後の取組

● 価格決定方法

【課題】

発注者側として、8割が経営者が関与した中での対応は取れており、概ね価格転嫁に繋がっている。受注者側としては6割以上は価格転嫁について協議ができています。一方一部では協議ができていない場合があった。

【取組】

顧客主導による価格改定協議の比率向上を目指し、労務費や物流費などのコスト構造の共有、メニュー作成段階での情報提供、価格協議の受付体制の周知を通じて、顧客が申し入れしやすい環境づくりと継続的な対話の促進に取り組む。あわせて、取適法を反映した自主行動計画を会員と共有し、改正内容を継続的に発信することで会員の理解・認識を高め、適正な価格転嫁に向けた協議を進めやすい環境づくりに向けて、会として積極的な情報発信を行う。

● 支払条件

【課題】

受注側として「一部（10%未満）」手形決済があるが、サイトが60日以内で留まっている。

【取組】

該当企業は多くないため課題の要因を明確にして個別に対策を立て改善に向けて進める。